

# 復興まちづくりエキスパート活用事業について

## 福島県商業まちづくり課

県では、商業まちづくりに関する復興課題の解決に取り組む市町村や法人又は団体に対し、専門家を派遣することによりその取組を支援します。

多様な主体による復興を進めるため、ぜひご活用ください。

### 1 事業目的

東日本大震災・原子力発電所事故によって生じた甚大な被害から早期の復旧・復興を果たし、「まち」の復活を目指すためには、行政だけでなく、地域住民や商店街、地元企業等が主体的に参画し、復興まちづくり課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、商業まちづくりに関する復興課題を支援する専門家を派遣します。

### 2 専門家の派遣対象

- (1) 県内市町村
- (2) 県内に所在する商業まちづくりに関する復興課題の解決に取り組む商店街組織（法人格の有無は問わないが、任意の商店街組織・まちづくり団体にあっては、規約・定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができること。）、商工会、商工会議所、まちづくり会社、まちづくり団体等
- (3) (1)、(2)に掲げる団体の連合体

※ (2)(3)の場合

法人等の活動概要や役員構成等の資料を別途提出いただきます。

### 3 派遣対象となる復興課題の例

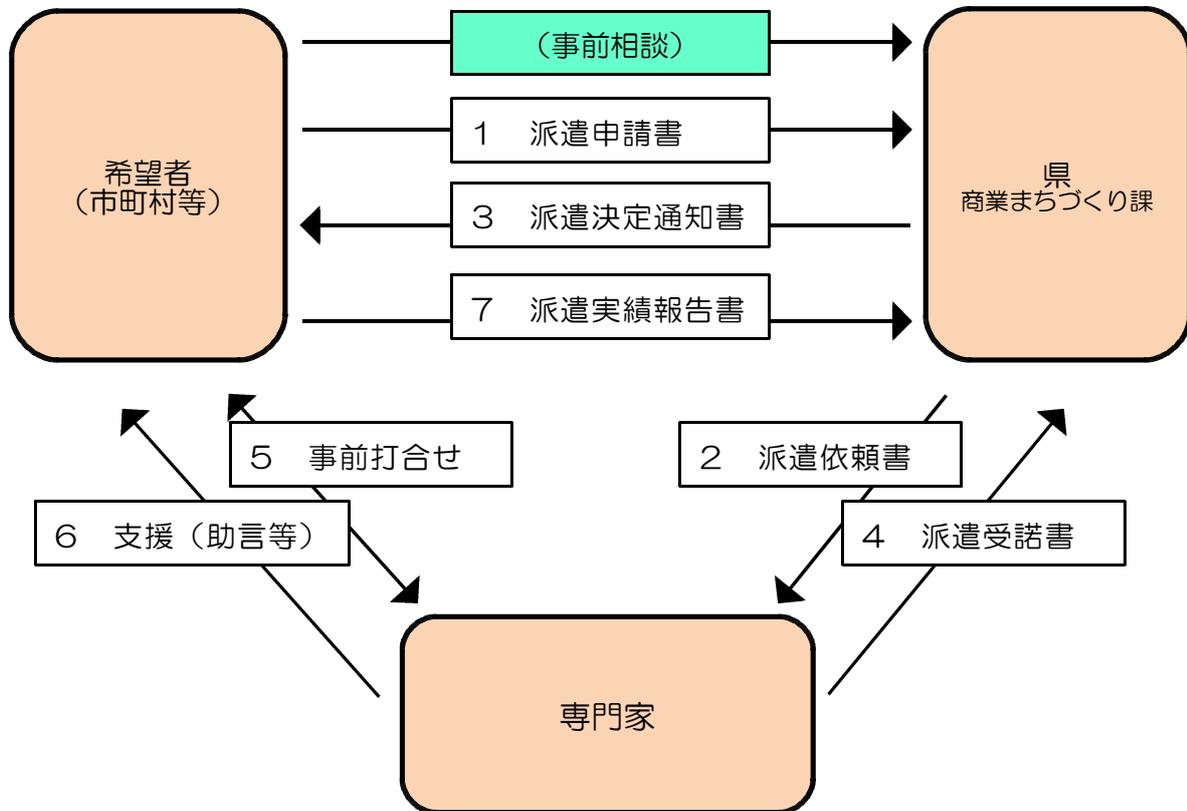
復興課題として、以下のようなものが想定されます。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ■ 地域の商業機能の確保 | ■ 地域コミュニティの維持、再生  |
| ■ 買い物弱者への支援  | ■ 商店街、中心市街地の再生    |
| ■ 産業振興、雇用創出  | ■ 土地・建物の権利関係の調整など |

### 4 事前相談のお願い

- (1) 派遣を希望される場合は、派遣申請書の提出前に、あらかじめ、商業まちづくり課にご相談願います。
- (2) 希望される支援内容等をお聞きし、適任の専門家について検討し、調整させていただきます。

## 専門家派遣手続の流れ



問い合わせ先 商業まちづくり課 TEL(024)521-7299  
FAX(024)521-8886  
〒960-8670  
福島市杉妻町 2 - 1 6 (県庁西庁舎10階)  
E-mail shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp